

破綻保険会社の株式の他の保険会社又は保険持株会社等による取得で当該破綻保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るために必要な事項として金融庁長官及び財務大臣が定めるもの

(平成十二年六月二十三日大蔵省告示第百八十七号)

保険業法(平成七年法律第百五号)第二百六十条第一項第三号の規定に基づき、破綻保険会社の株式の他の保険会社又は保険持株会社等による取得で当該破綻保険会社の業務(外国保険会社等にあつては、日本における業務。)の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るために必要な事項として金融庁長官及び財務大臣が定めるものを次のとおり定め、平成十二年六月三十日から適用する。

- 一 破綻保険会社の経営体制の整備
- 二 破綻保険会社の再建計画の策定